

CONTENTS

特集／文化振興マスタープラン

「文化振興マスタープラン」に寄せて	坂本朝一	4
論文／ 文化立国の実現を 要としての役割	樋口廣太郎 如月小春	5 6
国際シンポジウム 国際情報化時代における「開発」と「文化」		7
文化振興マスタープラン ——文化立国の実現に向けて——		9

連 載

●歴史の道——いにしえをたどる⑦	奥州街道 蓑ヶ坂、長坂・高山越	21
●Cross Road／クロスロード	酒井はな	24
●メセナ紹介／14	(財)東洋信託文化財団	26
●文化会館最前線②	河口湖ステラシアター	28
●言葉の小窓——新「ことば」シリーズより——／14		31

ACA(Agency for Cultural Affairs)NEWS

・平成9年度 芸術選奨決まる	32
・平成9年度 芸術作品賞決まる	37
・平成9年度 文化庁優秀映画作品賞決まる	38
・全国近代化遺産活用連絡協議会、発足	41

イベント案内

・東京国立近代美術館工芸館「竹内吾外」／42	・6月の国立劇場／45
・東京国立近代美術館「20世紀の線描——生成と差異」／43	・芸術文化振興基金ニュース／46
・国立国際美術館「線の表情」／44	・表紙解説／編集後記／48

「文化振興マスタープラン」 に寄せて



文化政策推進会議会長
日本放送協会名誉顧問

坂本朝一

私 は、このところ、文化庁の大きな仕事としての「文化振興マスタープラン」について、お手伝いしている一人である。このテーマは、言うやすく、行わる段になると、関係者の御見識の下に「百家争鳴」となって、結論が出にくい。

特に、私のように、NHKでその半生を過ごした者は、ジャーナリストとしては「先輩」の「新聞ジャーナリズム」の言論については、ともすると気をつかう。「放送」といっても「音声」の伝達の「ラジオ」から、「テレビ」それも「白黒」から「カラー」と発達して来た次第で……。

しかも、国内だけでなく、外国からも「ナマ中継」として、「時差」を越えて伝達されるという、その「感銘」は、言いようもない深いものだ。

この世界では「技術革新」が新しく、「白黒」

から「カラー」と、それも、最近「ハイビジョン」というような画質のいい画面も出て来て、しかも「深夜便」ということになる。夜中の放送も見逃せないということになる。

洋の東西を越えて、時差をなくしての報道は、私のようにまだ「愛宕山」でラジオ放送だけをやっていた頃に入局した者は、この世界での技術革新の速さに追いつけず、もう少しゆつくりできないのかと、技術側の職員に悩んでいた覚えもある。

そんな小生の経歴をもとにして、思いもかけず、文化庁からの要請で、文化政策推進会議会長の任命を受け、それぞれの分野の先生方の御意見、御発言をまとめる役柄。

正直言って、自分の力なさを思い知り、毎回の会議の席で、進行役を務めるのに、いささかシンドロモドロになる有り様。今、ここにおおびする次第である。

しかし、その反面、「放送」という技術革新の新しい世界で仕事をしていたおかげで、会議の席に同席する各方面での先生方と、一味違った感覚を持つことができたような気がした。

こんな言い方をする、と、「思い上がるな」と言われるかもしれないが、各分野の専門家の先生方の御見識を私なりに理解して、あやまりなきを期すことができたのではないかと自負している。

毎日、毎日のニュースを、新聞ジャーナリズムはもちろん、「放送」「雑誌」等々の手段で入手しているが、実は「横綱審議委員会」の委員長を務めていて、この世界でも最高位の横綱には「曙闘」がいて、「国技」と称する世界で、その「見識」に敬意を表する昨今の経験から、私のようないささか「古風な男」には、感銘することが多い。

世界は狭くなったのかもしれないが、そのくせ見解が狭いと言われかねない有り様。正直言って、今回、この原稿を書くに当たって、アレコレ考えるうちに、上記のような文章を作成することになったのだが、これがその御主旨に沿うことができただろうか。その点はいささか自信が無いのだが、何とぞお許し下さるようお願いして終わることにした。

文化振興マスタープラン

一 一世紀を目前に控え、日本が大きな転換期を迎えていることは、多くの人が自覚していることだと思ふ。

価値観の変動と多様化、国際化の進展やメガ・コンペティションの激化、急速な情報化の進展など社会的・経済的な大変化が進む中で、心豊かなコミュニティを形成し、社会全体の心のよりどころとなる「文化」の意義というものが、かつてないほどに重要になってきているのではないだろうか。

先日ある本の中で、最近のビジネスマンについてこんな話で紹介されていた。いまや世界中いたるところで活躍されている日本のビジネスマンも、当然のことながら世界中の人たちと親しく接する機会も激増している。ところが、外国のビジネスマンとつき合う際に経済や経営などの専門的な知識はともかくとして、自分の業務の範囲内の話題なら支障なく対応できるが、個人的なつき合いで、教養の深さ、特に日本の文化などについて意見を求められる場面になると、途端に腰が引けてしまう場合が少なくないといわれている。

グローバルな時代になればなるほど、文化的教養というバックボーンが大切になってきた、ということだと思ふ。ビジネスマンにとって、文化的教養は仕事を進める上でも核となるものであるというのが私の考えである。情報機器の進歩などにより今日ほど、ビジネ

文化立国の実現を



文化政策小委員会座長/
アサヒビール株式会社会長

樋口廣太郎

スマンにとって文化のいろいろな面に触れ、それらを通して、教養を身につけるチャンスに恵まれている時代はないと思う。インターネットを使えば、居ながらにして世界の芸術や最新の娯楽を楽しめる時代であるし、それを活用しない手はないのではないかと思う。文化とは一体何だろうか。文化とは、それ

がなければ精神的には死んでしまうものではないかと思っている。絵とか彫刻は、なくても肉体的には死ぬことはない。しかし、それがあった方が人生が深まるし充実したものになるだろう。文化とはそういうものだと思う。例えば、私も企業が、今までにないもの、個性的なもの、「前例のない」新しい価値をつ

くり出し企業自身を活性化していくことができるのは、文化の香りを身につけた感性豊かな若い人たちである。そして、企業のなかに感性豊かな若い人たちが生まれて来るには、音楽や絵やオペラなどを時には企業として積極的に、単に文化活動への支援というばかりでなく、そこに入り込んでいくということが必要だろう。そこに初めて、すばらしい新しい価値が生まれてくるのではないかと思う。

先日、文化政策推進会議では、文化政策小委員会での議論を踏まえ「文化振興マスタープラン——文化立国の実現に向けて」の提言を委員の先生方と作り上げた。

現在、日本の発展を支えてきた戦後の経済・社会システムを二一世紀にふさわしいものとして再構築するために六大改革が推進されているが、文化政策についても二一世紀を視野に入れた政策が必要である。

とりわけ日本が今後とも活力ある社会を維持し、世界に積極的貢献していくためには、独創性・創造性が求められる。

文化立国の実現は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。

魅力ある日本の実現のために、ぜひともこのマスタープランの実現が図られることを期待したいと思う。

文化

〈文化〉とは本来、大変に広い概念である。およそ人間の活動するところには、すべからず〈文化〉が生まれると言つてよい。農業も文化であり、放送も文化である。都市景観も文化であるし、衣・食・住を基本とする日々の生活から文化を抜きにすることなど、きょうははずさない。

しかしこのような広がりを持つ〈文化〉を現在の日本の行政の枠組みの中で捉えようとすると、どうしても問題が生じてくる。いわゆるタテ割り式の、分野ごとの境界線をきっちり決め込むような行政手法では、〈文化〉は細分化された形で取り扱われがちになり、本来持つていた広がりや興行が見失われることにもなりかねない。

事実、例えば観光という産業を一つとってみても、それぞれの地域の特色ある文化が豊かに息づくことで、産業を活性化するための有効な観光資源となり得ている例は枚挙にいとまがない。文化財や史跡ばかりでなく、郷土の芸能や、美術館、文学館、劇場等といった施設での芸術・文化活動は、こうして地域の活性化に経済的な側面からも深いかわりを持つこととなっている。そして、そこでは〈文化〉と〈地域振興〉は、一つながりに考えていかねばならない問題として存在している。今回の「文化振興マスタープラン」では、第一章においてまずこのような〈文化〉の広

がりをも、「教育」「経済」「情報」「国際化」「地域」といった六つの柱とかかわりを中心にしてまとめ、文化庁の文化政策をより広く柔軟な視点に立つて構想することを求めている。それは、様々な分野で今、まさに〈文化〉が時代を切り拓くキーワードとして注目を集めている現状において、〈文化〉を所管する官

要としての役割



文化政策推進会議委員／
劇作家・演出家・
劇団「NOISE」代表
如月小春

庁である文化庁に、多分野に広がるわが国の文化政策の要としての役割を強く認識し、より一層の取組みを期待する故であろう。

その意味で、第二章の「当面の取組み」に書かれている、関係する他省庁との連絡協議の場の拡充、地方公共団体の関係者との意見交換、企業メセナ等に関する連絡協議の場の

組織化といった、連携協力体制の確立に向けての提言はぜひとも、早急に実現し、総合的な視野に立つ文化政策に取り組んでいただきたいと考える。そして、そのようなわが国の文化行政の全体像を捉えた上で、芸術文化、文化財等、従来より文化庁の所管する領域の位置づけ及び国民生活の向上を考える上での重要性を再確認することが必要であろう。

芸術文化、文化財等、文化庁の所管する領域は、〈文化〉の中の文化、いわば〈文化〉の核に当たるものだと考えられる。それ故に、それらの価値は数値にあらわしにくく、その重要性もなかなか理解されにくい面がある。しかし、核が活力を持たなければ、核に連なる他分野もまたその影響を受けることは必至であろう。その意味でも、文化の振興は「個人の生活や社会全体に大きく影響するもの」であり、「国を挙げて取り組むべきもの」なのである。

そしてそのためには、文化庁の「文化政策の企画調整機能」を一段と強化し、充実を図っていただきたい。長期的な視野に立つて、総合的な計画を効果的にすすめることのできる組織づくりを、文化庁の内部ですすめていかねばならないと考える。

国際シンポジウム

国際情報化時代における「開発」と「文化」

二月九日から一〇日にかけて、「国際情報化時代における「開発」と「文化」のテーマのもと、国際文化会館及び東京大学先端科学技術センターを会場として、国際シンポジウムが開催されました。

このシンポジウムは、東京大学先端科学技術センター、国際文化会館、文化庁の主催事業として行われ、急速な発展を続ける情報化時代における「文化の新しい役割」を「開発」と絡めて考えることを中心として行われました。

内容及び出席者は次のとおりです。

二月九日

会場／国際文化会館講堂

開会挨拶／林田英樹氏（文化庁長官）
趣旨説明／青木保氏

基調講演Ⅰ／「文化とグローバリゼーション」
ヌール・ヤルマン氏

（ハーバード大学教授）
基調講演Ⅱ／「地域開発と異文化共存」
ウィリアム・リム氏

（アジア建築家協会会長）
パネル・ディスカッションⅠ／

「文化・情報と国際社会の発展」
会／青木保氏

報告 1／J・B・デイサナヤカ氏
（東京大学先端科学技術センター教授）

報告 2／セルジオ・ペーラ氏
（コロンボ大学教授）

報告 3／デイビッド・ウー氏（香港中文大学教授）
コメント／霜島秋則氏（文化庁文化部長）
田南立也氏（国際文化会館企画部長）

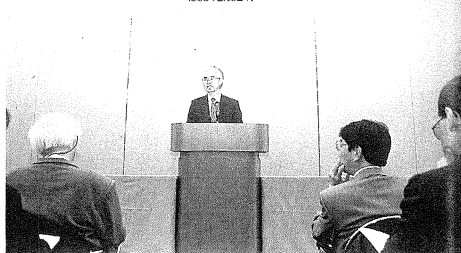
北岡伸一氏（東京大学教授）
パネリヤール・アラム氏
（インドネシア大学講師）

パネル・ディスカッションⅡ／
「地域開発と異文化共存」

基調講演Ⅰ：ヌール・ヤルマン氏



国際シンポジウム
国際情報化時代における「開発」と「文化」
1998年2月9日



林田文化庁長官による開会挨拶

司 会／梶原景昭氏（北海道大学教授）
報告 1／足羽與志子氏（橋大学助教授）

基調講演II：ウィリアム・リム氏
国際情報化時代における「開発」と「文化」
1998年2月8日



パネルディスカッション風景

報告 2／モハマド・ユースフ氏

（マレーシア国民大学教授）

報告 3／チェ・キルソン氏（広島大学教授）

コメント／山室信一氏（京都大学助教授）

多和田裕司氏（長崎大学助教授）

春日直樹氏（大阪大学教授）

中林伸浩氏（金沢大学教授）

開会挨拶／ヌール・ヤルマン氏

（ハーバード大学教授）

二月一日

会場／東京大学先端科学技術センター

ワークショップ

「アジアにおける地域開発と異文化共存」

全体司会／青木保氏

報告 1／中林伸浩氏

コメント／ヌール・ヤルマン氏

司会／セルジオ・ペーラ氏

報告 2／梶原景昭氏

コメント／足羽與志子氏

司会／J・B・デイサナヤカ氏

報告 3／多和田裕司氏

コメント／モハマド・ユースフ氏

司会／北岡伸一氏

報告 4／春日直樹氏

コメント／ウィリアム・リム氏

司会／デイビッド・ウー氏

報告 5／バクティヤール・アラム氏

コメント／青木保氏
司会／チェ・キルソン氏
結語／ウィリアム・リム氏

第一日は一二〇名程度、第二日は四〇名程度の参加者があり、活発な質問が寄せられました。

基調講演、ディスカッション、ワークショップでの中心的な内容は、現在の画一的に広がっている文化と、各地域の固有の文化の問題。アジア諸国での「地域開発」と「異文化共存」の問題であり、各国の現状等を踏まえた報告について、種々の角度から活発な議論が行われました。

アジア諸国において開発が進む中、大きな問題となっているのは、宗教に根ざしたローカルな文化と、グローバルな文化の接点をどうするかであり、現代社会において、文化の果たす役割の重要性が改めて述べられました。また、国際協力が必要とする「開発」の際、「文化」の国際的役割も一つの国で処理できる問題ではなく、個別なものとして考えられる傾向のある「開発」と「文化」の密接な関係が認識されました。

今回のシンポジウムは、日本のアジアにおける役割、アジアの中での日本文化、ひいては、日本の文化とは何かを考える上で非常に有意義なものとなりました。

文化振興マスタープラン

文化立国の実現に向けて

《文化振興マスタープランをまとめるにあたって》

文化政策推進会議では、これまで、平成七年七月に「新しい文化立国をめざして（報告）」をまとめ、今世紀中に解決すべき文化政策上の課題を示すとともに、文化振興のための政策を六点到しぼって施策の体系を示し、その具体的な施策に関する提言を行ったところである。この提言を踏まえ、文化庁においては、文化振興を国の最重要課題と捉え、文化基盤の整備充実に努めている。

現在、政府においては、わが国の発展を支えてきた戦後の経済社会システムを二一世紀にふさわしいものとして再構築するための六大改革が推進されている。

そこで、文化政策についても、二一世紀を目前に控えた現時点において、二一世紀を視野に入れた政策が必要であることから、これらの六大改革の動向を踏まえつつ、新たに文化行政の総合的推進のための取組みを求めるとともに、前述の報告で示された施策の体系に沿って具体的な施策の見直しを行い、ここに、『文化振興マスタープラン』として提言する。

文化立国の実現は、個々人の生活や社会全体に大きく影響するものであり、また、国を挙げて取り組むべきものであるため、広く国民に文化振興の重要性に対する理解を求め、世論を喚起し、この提言の実現が図られることを期待する。

なぜ文化立国か

第一章

文化は、人として生きるあかしであり、創造的な営みの中で自己の可能性を追求する人間の根源

的な欲求であり、生きがいである。また、文化は、人々の心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌を提供するものであり、心豊かなコミュニケーションを形成し、社会全体の心のよりどころとなるものである。さらに、文化は、それ自身が固有の意義

を有するとともに、国民性を特色付け、国民共通のよりどころとなるものである。

しかしながら、今日、価値観の変動と多様化、国際化の進展や大競争（メガ・コンペティション）の激化等の急激な社会の変化が進む中で、人間としての在り方、生き方も含めたわが国の文化の現状に対する懸念の声も高まり、文化の座標軸をどこに求めるかということが問われている。

また一方、わが国が今後とも活力ある社会を維持し、世界に積極的に貢献していくためには、先導性や独創性を一層発揮する方向へ転換を図ることが求められており、単なる量的な拡大を中心とする経済成長から、経済の質を高めていく方向への転換が必要となっている。これらの状況下で、とりわけ、創造性が求められる科学技術と文化は、国民生活や社会を支えるものとして、その重要性は急速に高まっている。心豊かな活力ある社会を形成していくためには、科学技術と文化いずれも振興する必要がある。科学技術創造立国の実現とともに、文化立国の実現が不可欠である。

以下に述べるように、経済や社会の大きな情勢の変化により様々な問題や課題が顕在化してきており、そうした状況に対処するためにも、今後、二一世紀に向けて、文化立国の実現は、まさに国を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。

(1) 質の高い生活の実現と文化

今日の経済的な豊かさの中にあって、人々は、単なる利便性や効率性だけでなく快適さや心地よさといった本當の豊かさを必ずしも実感できてい

ないことが指摘されている。あらゆる人が、心豊かな質の高い生活を送るためには、精神的な満足感をもち、文化的な要素がなくてはならない。文化を享受するのみならず創造に参加することを求めるようになっていく。そのため、今後、芸術文化活動の頂点と裾野、作り手と受け手をつなぐための諸条件を整備し、長寿社会の中で、誰もが生涯にわたって文化を享受し文化活動に参加することを通じて楽しく生きがいをもって生活できるような社会を実現することが必要である。

とりわけ、プロフェッショナルとアマチュアの垣根が低くなり、多くの人々が、生活の中で、文化を享受するのみならず創造に参加することを求めるようになっていく。そのため、今後、芸術文化活動の頂点と裾野、作り手と受け手をつなぐための諸条件を整備し、長寿社会の中で、誰もが生涯にわたって文化を享受し文化活動に参加することを通じて楽しく生きがいをもって生活できるような社会を実現することが必要である。

環境に關しても、従来のような狭い意味での環境保護だけでなく、快適で心地よい生活環境の整備が求められており、この分野においても、文化はより大きな役割を担うようになっていく。地域振興においても、こうした生活環境の実現のため歴史的な町並みや民俗芸能などを活かした文化によるまちづくりが一層重要なものとなっている。

(2) 教育と文化

現在、子どもたちは、ややもすると生活に十分なゆとりを持つことができず、友人たちとの交流を深めたり、自己実現の喜びを実感しながらじっくりと豊かな心を育む環境に置かれていないとの指摘がなされている。また、わが国の伝統文化や地域の歴史・文化に対する理解や、それらを大切にする心の教育が大きな課題となっている。

とりわけ、完全学校週五日制の実施に向けて、地域において子どもたち同士がふれあう豊かな体験の場や機会の充実を図ることが求められており、

るようになっており、芸術文化の水準向上のためには国際的な交流がますます重要となっている。また、国際社会の一員として、人類共通の財産としての文化財の保護に対する協力など文化による国際貢献も、今や不可欠なものとなっている。

また、文化は、一国の国民共通のよりどころとして重要な意義を持ち、個性ある文化や歴史はその国の「顔」であり、国際的な文化交流は、対外的な自己主張であるとともに、相互理解の促進や友好親善の増進に大きく寄与するものであることから、国際社会の中で、優れた文化を育て世界に発信していくことは各国の重要な施策となっている。

そのため、背景にある考え方も含め、文化の発信・受信を行う双方向の文化交流が必要であるとともに、積極的に文化による国際協力を行い、世界文化の発展に寄与していくことが必要である。また、海外との共同制作など国際的な文化活動を幅広く支援するとともに、国際的な評価にも十分堪え得る文化の振興を図っていく必要がある。

(6) 地域と文化

日常生活の中で、地域に根ざした伝統文化の継承や、多彩な文化活動を通じて、それぞれの地域において豊かな文化が育まれることが、わが国全体の文化の振興につながっていく。地域独自の主体的な文化振興は、文化立国の実現に向けて極めて重要である。

現在、各地方公共団体においても、地域における文化への関心やその必要性の高まりに応えて、文化を地域の振興施策の中核に据えるような動きが高まってきているが、地域文化振興をより一層

連帯感や表現する喜び、自らの新たな可能性を発見することにつながる文化活動に参加する機会を提供することが必要となっている。さらに、心にうおいとゆとりをもちたまたま優れた芸術文化や歴史的な文化の遺産にふれ感動する機会を提供することによって、豊かな人間性や多様な個性を育むことが可能となる。

このため、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちのゆとりを確保し、自主性や個性を尊重しながら、わが国の歴史や過去から受け継がれてきた伝統や育み育ててきた美しく豊かな言葉、優れた芸術文化などを学び、それらを大切にする心を培うとともに、現代に活かすことができるよう、社会全体で、そのための体験の場や機会を提供していく体制づくりを早急に進めていかなければならない。

また、そのことが、文化を支える基盤となる裾野の広がりにつながり、さらには次の世代の文化の発展につながる。

(3) 経済と文化

経済のソフト化、サービス化の進展に伴い、文化は、経済活動において多様かつ高い付加価値を生み出す源泉となつていくとともに、文化に関連する産業そのものが新しく成長が期待される分野となつてきている。また、観光産業において文化的要素が重要であるのはもとより、多メディア・多チャンネル化が進む情報通信産業をはじめとする様々な産業において提供される内容や情報として、文化は極めて重要な位置を占めるようになっていく。文化に対する投資や支出は、新たな需要を喚起し雇用を創出するなど経済全体を活性化す

るものであり、文化の振興は、それ自体に大きな意義を有するばかりか、より高次の経済社会への転換を促し、経済改革に資するものとなっている。そのため、今後の文化振興においては、文化を経済の活性化につながるという観点もますます重要となっている。

(4) 情報化と文化

情報化の進展に伴うデジタル技術等の新しい技術の発達、従来できなかった新しい創造活動を可能にし、既存の芸術分野に大きな影響を与え、その向上に資するとともに、新たな芸術表現の形式を生み出すなど全く新しい芸術の創造を促す牽引力となるものであり、また、美術館・博物館等における公開・展示等にも利用されるなど、文化全体の発展の大きな刺激となっている。さらに、デジタル技術等の発達により、文化に関する情報の多様な提供方法や莫大な蓄積が可能となっている。

そのため、今後の文化振興においては、文化活動や文化財の保存と活用におけるマルチメディアの積極的な活用を促すとともに、デジタル技術等の新しい技術を用いた新たなメディア芸術を支援することが必要である。また、人々の多様な関心に応えるため、文化に関する情報について、高度な情報通信技術を活用した提供や蓄積を行わなければならない。さらに、これら情報化に対応する著作権制度などの基盤を整備することが重要である。

(5) 国際化と文化

国際化の進展に伴い、文化活動は国際的な広がりを持つとともに、常に国内外の評価にさらされ、提案を行い得る仕組みを創設すること」とされている。

また、教育改革は、「教育改革プログラム」に基づき実施され、文化は多様な個性や豊かな感性、創造性を育むものであり、文化立国の実現は教育改革にも資するという観点から、同プログラムにおいて、「教育の基礎となる文化の振興」が盛り込まれている。

2、文化行政の総合的推進のための取組み

以上のような状況を踏まえ、文化立国の実現に向けて、文化行政の総合的な推進のために、次のような取組みを行うことが必要である。

(1) 文化振興総合計画の検討

文化立国の実現は、国を挙げて取り組むべき課題であり、国や社会の幅広い分野に関連するものであることから、その実現のため、国や社会全体のコンセンサスを得ながら、関係省庁、地方公共団体、民間の役割分担を明確にし、総合的かつ一体的な連携協力体制を確立し、その下に、文化振興マスタープランをより総合的かつ具体的にした文化振興を推進するための計画を検討することが望まれる。

そのため、文化庁において、事務事業の減量化や効率化等を図りながら、政策の企画立案機能や調査研究及び評価の機能を充実するとともに、関係省庁との連携協力を進めていくことが必要である。なお、その際、将来的には前述の新たな省間調整システムを利用することも検討する必要がある。また、国際交流・協力においてより積極的な

文化立国の実現に向けての取組み 第2章

1、文化行政を取り巻く状況について

戦後五〇年を経て大きな転換期を迎えたわが国は、これまでの発展を支えてきた経済社会システムを、二一世紀にふさわしいものとして再構築することが必要となつていくことから、政府においては、行政改革、財政構造改革、教育改革などの「六大改革」を推進している。

行政改革は、簡素で効率的な行政をめざして、国の果たすべき役割を根本から見直すとともに、危機的な状況にあるわが国の財政構造を改革し財政再建を果たすため、財政構造改革が進められている。

平成九年十二月の行政改革会議の最終報告においては、文化庁については、現行どおり存置し、その「文化行政の機能の充実」を推進するとともに、「国際文化交流については、外務省との連携をさらに緊密化し、文化庁がより重要な役割を果たす」とこととされている。さらに、新たな省間調整システムのひとつとして、担当する行政目的の遂行に照らし必要な分野について各省との調整権を付与するほか、所管外の事務・事業に関しても、当該省の行政目的実現の観点から、互いに意見を述

役割を果たしていくため、その機能を強化する必要がある。これら機能の充実強化のため、文化振興を積極的に進める体制を整備する必要がある。

この体制の整備に当たっては、前述の諸改革の流れを十分踏まえつつ、必要に応じ、文化政策の審議機能の強化や法的基盤の整備について検討することも重要である。

(2) 地方公共団体との連携協力

文化立国は、それぞれの地域で、主体的に、その地域に根ざした個性ある多様な文化が振興されていくことにより、はじめて実現されるものである。現在、うるおいに満ちた活力ある地域づくりを進める観点からも、地方公共団体の文化に対する関心は非常に高く、それぞれ個性豊かで多彩な地域文化の振興がより一層図られることが期待される。今後、文化立国の実現に向けて国を挙げて取り組むためには、地方分権の流れに十分配慮しつつ、地方公共団体及び国と地方の連絡を密にすることなどにより、役割分担と連携協力を進めることが重要である。また、国としては、地方公共団体における文化政策の企画立案に関する情報提供や地域文化振興の中心的な役割を担う人材の育成・活用の支援を行うとともに、地方公共団体単独では実施が困難な各種事業の展開などソフト面を中心とした施策の充実を図っていくことが不可欠である。

(3) 社会における多様な資源の活用

国を挙げて文化振興を推進するためには、社会に内在する多様な資源を導入することが不可欠である。そのため、企業メセナ等の民間の支援活動やボランティア活動の基盤を整備し、その積極的

な活用を図ることが必要であるとともに、資金援助のみならず、人材、技術、情報の提供など多種多様な支援を効果的かつ効率的に組み合わせ結び付けていくことが必要である。特に、企業による文化支援は、その得たものを社会に還元する社会貢献活動として重要であるだけでなく、円滑な企業活動に大いに資するものであるという考え方が定着してきている。その際、税制優遇措置や文化振興のための基金など様々な手法を活用し、効率的な文化行政を進める必要がある。

(4) 教育との連携

「教育改革プログラム」に文化振興が盛り込まれているように、教育改革の一環としても文化の振興は重要となっており、文化行政においても、心の教育や完全学校週五日制の実施に対応するため、学校や地域社会における子どもたちの文化活動や鑑賞の機会をより一層充実することが求められている。そのため、学校、地域社会や文化施設等の相互連絡を密にし、学校の内外における文化活動や鑑賞の機会を確保するための諸施策を、「地域こども文化プラン」と位置付け、これを推進することが必要である。

(5) 当面の取組み

文化立国の実現のため、文化振興総合計画の策定を視野に入れつつ、関係省庁、地方公共団体、民間の連携協力体制の確立に向けて、早急に次のような点について取り組む必要がある。その際、文化振興の重要性について、今後とも、国民に広く理解を求め、その気運を高める必要がある。

① 文化政策の企画調整機能を強化する観点から、文化庁の組織の在り方を検討する。

文化支援を一層充実させることが必要である。

(1) 芸術創造活動への支援

創造的な芸術活動の活性化を推進し、わが国の芸術水準の向上を図るためには、芸術家・芸術団体が創造活動に活発に取り組めるような環境の整備が不可欠である。

このため、わが国の舞台芸術の水準向上の牽引力となる芸術団体に対する重点的支援、国際的な芸術交流活動への支援、次代の芸術界を担う若手芸術家等の養成研修や調査研究などの芸術創造の基盤を整備する活動への支援などを内容とする総合的な支援システムである「アーツプラン21」のさらに一層充実が必要である。また、国際交流推進活動については、芸術団体による海外公演のほか、わが国で行われる舞台芸術の国際フェスティバルに対する支援を充実することが必要である。

(2) メディア芸術の振興

（「メディア芸術21」の推進）

近年の技術の進展に伴って誕生したコンピュータ・グラフィックス、ゲームソフト、インターネット・ホームページ等の新しいメディア芸術は、新たな芸術の創造やわが国の芸術文化全体の活性化を促す牽引力として、その振興を図ることが緊急の課題となっている。

また、映画、アニメーション及びマンガについては、これらの新しいメディア芸術の基盤となるものであり、その一層の振興を図ることが必要である。

これらのメディア芸術は、二一世紀のわが国芸術の中心の一つとして発展していくことが期待さ

れており、今後、メディア芸術の振興を図るための諸施策を「メディア芸術21」と位置付け、その一層の推進を図っていく必要がある。

このため、優れた作品の発表や顕彰の場であるメディア芸術祭の開催、創造活動を情報面から支援するメディア芸術プラザの開設などの施策を充実するとともに、併せて、国際映画祭への出品支援、シナリオ・コンクールへの支援、映画関係者の人材養成などの映画芸術振興施策を充実することが必要である。

(3) 幅広い芸術文化活動への助成

優れた芸術文化活動を育て、国民に広く親しまれるようにするため、幅広い芸術団体の創造活動や芸術文化の普及活動等に対し、芸術文化振興基金による継続的・安定的な助成を充実することが必要である。

(4) メセナ活動の活性化

芸術文化活動に対する支援については、税制上の優遇措置の充実とその活用、助成型財団の効果的な活用などを図り、企業等の寄付や助成などの多様な民間資金の一層の活用を促進することが必要である。また、資金的援助に加え、企業等の人材や施設等を活用した人的・物的支援、企業等による文化的な事業の実施などの多面的な支援を展開することが必要である。

(5) 活字文化の振興と普及

活字文化は文化創造の基盤として、わが国文化の振興・普及に大きな役割を果たしている。特に、新聞、書籍、雑誌は多様な活字文化を創造し、これを広く国民に伝える役割を担っており、その文化的意義は大きい。しかし、近年、国民とりわけ

② 他省庁における文化に関連する施策を踏まえつつ、関係省庁との連絡協議の場を拡充する。

③ 文化政策に関する有識者を交えた文化庁及び地方公共団体の関係者の意見交換の場を設ける。

④ 各地域における企業メセナ等に関する連絡協議の場を組織化するなど、社会に内在する多様な資源のより一層の導入を図る。

⑤ 「教育改革プログラム」の一環として、「地域こども文化プラン」を推進していくため、学校や地域社会の連携協力を呼びかけていく。

第3章

文化立国の実現のための施策の体系

文化立国の実現のため、以下のような施策を実施することが必要である。これら文化振興施策については、第2章の2、(5)の当面の取組みと同時に、厳しい財政状況を踏まえ、早急に対応が必要な課題から取り組む必要がある。

1、芸術創造活動の活性化

文化は、とりわけ創造性が求められる分野であり、多彩で豊かな芸術文化を生み出す源泉は、芸術家や芸術文化団体等の自由な発想に基づく創造活動にある。しかし、その活動基盤は極めて不安定な状況にあることから、芸術家・芸術文化団体等が創造活動に活発に取り組めるようにするため、それを支える安定した創作環境の整備充実が不可欠である。

このため、公的支援や民間支援など社会に内在する多様な資源を活用し、様々な形態による芸術

若者の活字離れなども憂慮されており、豊かな活字文化を守り伝え、さらに発展させていくことが必要となっている。

このため、関係団体で実施する展示会やシンポジウムの開催に対する支援を充実するなど、活字文化が果たしている役割に関し、広く普及・啓発を推進することが必要である。

2、伝統文化の継承・発展

わが国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで、守り伝えてきた国民の貴重な財産である文化財は、わが国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことができないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。わが国の優れた伝統文化を守り伝え、発展させていくことは、文化政策の極めて重要な課題である。文化財に関する科学技術の成果を活かしながら、文化財を大切に保存して次世代に継承するとともに、積極的に公開・活用を行い、広く国民に親しめるようにしていくことが求められている。

(1) 文化財の保存・修理等の充実強化

美術工芸品、建造物、歴史的集落・町並み等の文化財を適切に保存するため、文化財の保存や修復に関する最新の科学的な調査研究の成果を活かし、文化財の種類や特性に応じた保存・修理を行うしていく必要がある。また、防災施設等の整備を計画的に行うとともに、防火・防犯対策及び建造物の耐震性能の向上など防災対策の充実、文化財散逸防止のための買い上げの拡充を行うことが必要である。

また、史跡等について保護の万全を期するため、公有化助成の拡充を図るとともに、埋蔵文化財保護体制の整備を図る必要がある。

天然記念物である動植物については、捕獲・採取等の制限にとどまらず生態系を視野に入れた地域指定方式を活用しつつ、保護増殖の推進を図るとともに、天然記念物とのふれあいの場の整備を図る必要がある。

(2) 文化財の保存伝承基盤の充実

重要無形文化財の指定及び保持者・保持団体の認定、重要無形民俗文化財の指定の促進を図るとともに、重要無形文化財の伝承者養成や重要無形民俗文化財の地域伝承活動の推進を図る必要がある。

選定保存技術の選定及び保持者・保存団体の認定を促進するとともに、文化財修理技術者・技能者に対する研修機会の充実を図る必要がある。また、文化財修理技術者等の資格制度の創設を含め、後継者養成・確保の在り方について検討するとともに、文化財を支える用具・原材料の確保に関する調査を踏まえ、その確保方策についても検討する必要がある。

(3) 文化財の公開・活用の推進

国民が文化財に触れ、身近に親しむ機会を提供する場である博物館等における国宝・重要文化財等の公開を促進するための支援方策を整備する必要がある。特に、考古資料を中心に、国内の博物館における資料の相互活用の促進及び博物館活動の活性化を推進することが必要である。

地域の民俗芸能や伝統技術などに関する人々の参加体験や学習活動の機会の充実などを通じて、

そこで、次のような施策を「地域こども文化プラン」として位置付け、推進していくことが必要である。その際、学校教育の場と地域が連携し、主体的に取組みが行われることが期待される。

① 完全学校週五日制の実施に対応するため、こども芸術劇場や青少年芸術劇場を夏期休暇期間以外の土・日曜日にも積極的に実施するなど、子どもたちが自らの連続感や表現する喜びを感じることができるよう文化活動の場を提供する。

② 子どもたちが美術品や文化財に親しむことができるよう、土・日曜日に美術館・博物館等の文化施設を子どもたちに無料開放したり、それらの施設において子どもや親子を対象とした企画を充実する。

③ 子どもたちの文化に対する理解を助長し、その文化活動を支援するため、子ども向け文化庁ホームページを開設し、文化財や美術品について子ども向けにわかりやすく解説した情報提供を行う。

④ ふるさと文化や伝統に対する理解と誇りを持つことができるように、地域の民俗芸能や伝統技術などを子どもたちが体験するふるさと文化継承活動、史跡・埋蔵文化財等を活用した学習活動や自主的な文化財愛護活動について、これらの支援を行う。

各地域で育まれてきた伝統文化の価値を地域の人々が認識し、誇りをもって現代にふさわしいかたちで展開させていくことを推進する必要がある。

国宝・重要文化財・登録文化財等の建造物、歴史的集落・町並み、史跡、民俗芸能や民俗文化財等について、文化財を活かしたまちづくりなどにより、これらの活用を推進する。また、史跡等の活用を図るため、復原整備の推進や地域における史跡等を活用した学習活動を推進する必要がある。

(4) 文化財の保護対象の拡大と

歴史的文化環境の保護
文化財を取り巻く時代の変化に対応し、保護対象を拡大していくとともに、文化的・歴史的な景観・環境の保存と活用を図るため、従来の文化財保護の体系を見直し、新たな保護体系を検討していくことが必要である。

このため、緊急の保護が必要な近代文化遺産の指定・登録を推進するとともに、近代の生活文化・技術などの所在調査を推進するなど、保護対象の拡大に向けた検討を行う必要がある。

また、地域的・歴史的つながりを有する文化財の総合的な指定・保存・活用や、人が自然と共生する中で生み出してきた文化的・歴史的な景観の保護、さらには、世界遺産における「バッファゾーン（緩衝地帯）」の考え方に見られるような、指定文化財とその周辺の環境あるいは関連する文化財との一体的な保護が求められている。このため、歴史的文化的環境の保護という観点から、文化財保護法の改正も視野に入れつつ、これらの具体的な方策について検討を進めていくことが必要である。

(2) 地域における個性豊かな文化の創造

地域の歴史的な文化の所産等を活かしながら、文化の香り高いまちづくりが全国各地において積極的展開されるよう、その拠点づくりを推進することが必要である。

また、発掘調査により出土した埋蔵文化財の地域における広範な活用や農村歌舞伎などふるさと文化の復活・再生支援を行うことが必要である。

さらに、特色ある地域文化の国際化及び独創性にあふれた芸術文化の創造のため、地域において国内外の芸術家が一定期間滞在して創作活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスを推進する必要がある。

(3) 文化施設や文化団体の活性化支援

関係機関・関係団体と協力しつつ、文化会館や美術館・博物館などの文化施設の活性化を支援していくことが必要である。

文化会館については、公立文化会館の自主事業の充実を図る観点から、現在、文化会館と芸術団体とのマッチングを図ることを主な目的として文化庁が(財)全国公立文化施設協会に舞台芸術の分野別のアドバイザーを置くこと等を内容とする芸術情報プラザ事業を委託しているが、文化会館との相談体制の一層の整備など同事業の充実を図ることが必要である。また、現在、文化庁において実施している移動芸術祭等の巡回公演事業について、(財)全国公立文化施設協会の企画力の向上などの観点から、同協会への委託を検討することが必要である。

さらに、わが国の文化活動を支える各種の文化

3、地域文化・生活文化の振興

文化立国の実現を図るためには、人々が、本心に心の豊かさを実感できるような生活環境の実現が必要であり、全国各地において、国民が生涯を通じて、文化に身近に接し、個性豊かな文化活動を活発に行うことができる環境を整備する必要がある。

このため、地域における個性豊かな文化の創造、蓄積及び発信の促進を図る必要がある。また、文化の創造と享受とをつなぐため、地域における文化活動の環境の整備や架け橋となる人材の育成などが必要である。

さらに、文化は豊かな人間性を育むものであるとともに、人と人との心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供するものであることから、地域や学校教育の場等において、子どもたちが優れた芸術文化や伝統文化に接し、文化活動に参加できるような機会を拡充することが必要である。

(1) 子どもたちの文化活動や鑑賞の機会の充実

（「地域こども文化プラン」の推進）

地域における文化活動の活動主体であると同時に文化の受け手でもある地域住民の文化活動や鑑賞の機会を一層充実することが必要である。

特に、将来の文化立国を担う子どもたちについて、地域において優れた芸術文化や文化財に触れる機会を充実することは、子どもたちを心豊かに育む環境を醸成するとともに、子どもたちが社会性を持つて人と人との関係を良好に結ぶことができるようにするという観点から極めて重要である。

団体や文化施設について、それぞれ相互の連携協力を促すとともに、これらの全国的な団体の活動を支援していくことが必要である。なお、文化施設の全国的な団体の財政的基盤を確立し、活動の活性化を図るため、各文化施設の設定者の積極的な協力が望まれる。

また一方、文化財に対する国民の理解の高まりを背景に、地域に密着した文化財保護活動を推進する観点から、地方公共団体と連携して、地域における文化財保護関係団体を支援していくことが必要である。なお、全国的規模での文化財保護事業についても、国と民間文化財保護団体が適切に役割分担を行うとともに、効果的に連携を図りながら、推進していくことが重要である。

(4) 伝統的な生活文化の継承と

多彩な生活文化の振興

生活環境が大きく変化する中で急速に失われつつある伝統的な衣食住等に係る生活文化等に対して適切な保護を図るとともに、日常生活に根ざした生活文化を振興するための支援を図る必要がある。

4、文化を支える人材の養成・確保

優れた文化を継承・発展させ、創造していくためには、その担い手に優秀な人材を得ることが不可欠である。また、文化の作り手と受け手をつなぐ架け橋となる人材の育成が必要となっている。そのため、次代を担う若手芸術家、文化施設や芸術文化団体のマネージメントを行う人材、美術館・博物館の学芸員、伝統芸能・民俗芸能・伝統工芸の後継者、文化財保存技術者・技能者など、

文化を支える多様な人材の養成・確保のための諸条件の整備が急務となっている。

したがって、国が行う研修のみならず、芸術団体等が実施する研修などの民間の活動への支援を充実する必要がある。その際、日本芸術文化振興会の人材養成支援等の機能を強化することが必要である。また、必要に応じて資格制度の創設など制度的な枠組みの整備を図っていくことが必要である。

(1) 若手芸術家の養成研修

わが国の次代の芸術界を担う創造性豊かな人材を養成するため、芸術フェローシップの計画的な推進を行うことにより、若手芸術家の国内外での研修機会を充実するとともに、各分野を代表するような全国的な芸術団体などが行う研修事業への支援を充実することが必要である。

(2) 芸術文化活動を支える人材の養成・確保

アートマネジメント担当職員、舞台技術担当職員や学芸担当職員を対象とした研修の充実を図るとともに、その専門性を評価する制度やそれら専門家の確保の方策を検討することが必要である。また、芸術文化活動の頂点と裾野を結び付ける活動に従事している地域の人材の活用方策についても検討することが必要となっている。

(3) 文化財の保存・伝承基盤の充実（再掲）

重要無形文化財の指定及び保持者・保持団体の認定、重要無形民俗文化財の指定の促進を図るとともに、重要無形文化財の伝承者養成や重要無形民俗文化財の地域伝承活動の推進を図る必要がある。

文化財保存修復協力への期待に応え、わが国が文化財保護の面で国際的な貢献を果たすため、文化財保護に関する国際協力を推進することが必要である。

このため、在外の日本古美術品に対する保存修復協力や推進するとともに、国内の関係機関や地方公共団体等との連携を推進することにより、専門家の派遣、研修生の受入れ、共同研究、情報提供等による協力をより効果的に行う体制の整備を図る必要がある。

また、海外において文化財赤字活動などの文化財保護協力事業に取り組んでいる民間団体等と適切な役割分担の下で効果的の連携を図るとともに、その活動に協力していく必要がある。

さらに、ユネスコ等と連携して、主としてアジア・太平洋地域における世界的な文化遺産の保護についてわが国の協力を推進するための新たな拠点の整備について検討を進める必要がある。

(6) 内外の日本語や日本文化の学習者等への支援
その国の言葉を理解することは、文化を理解する上での基盤であり、海外における日本語学習者や国内で生活する外国人が増加している状況の中で、海外や国内の各地域の日本語学習者の多様な期待に応えていくことが重要である。このため、情報化の進展に対応した学習内容・方法の充実を図ると同時に、国立国語研究所や国内外の大学、日本語教育機関等を結んだ日本語学習支援ネットワークを構築することによって連携協力を一層強化する必要がある。さらに、関係省庁や内外の関係機関等との連携協力を進め、日本文化の学習や研究に対する支援を充実していくことが必要である。

選定保存技術の選定及び保持者・保存団体の認定を促進するとともに、文化財修理技術者・技能者に対する研修機会の充実を図る必要がある。また、文化財修理技術者等の資格制度の創設を含め、後継者養成・確保の在り方について検討する必要がある。

5、文化による国際貢献と文化発信

国際化の進展に伴い、文化活動は国際的な広がりを持つようになってきている。また、国際社会の中で、文化は一国の国民共通のよりどころとして重要であるとともに、文化による国際貢献が求められている。

そのため、文化の国際交流の拠点としての機能を充実強化し、優れた芸術創造活動や世界に誇るべき文化財などを海外に一層積極的に発信するとともに、わが国で開催される国際フェスティバルへの支援や人類共通の貴重な財産である文化遺産の保存・修復への協力など国際的な文化交流や文化による国際貢献を行う必要がある。その際、外務省・国際交流基金などとの連携をさらに緊密化し、文化庁がより重要な役割を果たすため、文化庁の国際交流・協力の機能を強化することが重要である。

(1) 芸術家や芸術団体の相互交流の機会の充実

わが国が世界の文化の創造に貢献するとともに、芸術創造活動の水準の向上に資するため、芸術フェローシップ、アジア・アート・フェスティバル、芸術団体による海外公演、わが国で行われる舞台芸術の国際フェスティバルやアーティスト・イ

6、文化発信のための基盤整備

文化振興のためには、文化基盤の整備充実が不可欠であり、快適で心地よい生活環境の実現や文化を経済的活性化につなげる観点からも重要である。

そのため、文化発信の拠点となる美術館・博物館等の活動基盤を整備し、その活動を活性化することが必要である。国立美術館・博物館等については、収蔵品の一層の充実や施設設備の整備充実をはじめとする展示・研究機能やサービス機能の向上を図るとともに、新たな国立文化施設についてはその整備を推進していく必要がある。

また、高度情報化社会の進展に対応し、美術品や文化財、文化事業、芸術団体等の文化に関する様々な情報を蓄積して内外に広く提供するなど、多様な関心に応じた質の高いサービスを行うことが求められている。

さらに、情報化の進展に伴い、著作権の保護及び著作物の適切かつ円滑な利用が確保される環境の実現が重要になっている。

(1) 美術館・博物館活動の活性化

国民の美術や文化財に対する関心の高まりと多様化に対応するため、「ミュージアムプラン」「二一世紀を指し示した美術館・博物館の振興方策」平成八年七月文化庁策定）を積極的に推進し、美術館・博物館活動を活性化するための基盤を整備充実することが必要である。特に、美術品や文化財の美術館・博物館における公開を促進する制度を創設するとともに、美術品等の貸借に関する補

ン・レジデンスを一層推進することが必要である。

(2) 映画芸術の交流

日本映画については、近年各種の国際映画祭において高い評価が見受けられるようになったが、今後さらに、国際映画祭への出品支援の充実など映画芸術の国際交流を一層推進することが必要である。また、海外に保管されているわが国の貴重な映画フィルム等の調査、保存・修復等については、わが国としても積極的に連携協力することが望まれる。

(3) 伝統文化の国際交流の推進

日本古美術品の海外展覧や伝統芸能等の海外公演を実施しわが国の歴史・文化に対する諸外国の理解の増進を図るとともに、地域の民俗芸能などの草の根レベルでの相互交流を促進することにより、文化財を通じた双方向の文化交流を推進する必要がある。

(4) 博物館・美術館・文化財研究所の相互交流の促進

国立博物館・美術館等が、各館所蔵の文化財や美術品を中心に、館の特色を生かし海外で展覧会を開催するなどして相互の交流を行うことは、館の調査研究活動や展覧活動の向上につながり重要である。また、途上国等の研修生の受入れ等人材養成に協力することも重要である。国立文化財研究所においては、研究水準の向上には国際的な研究者交流や共同研究が不可欠であり、その積極的な推進が望まれる。

(5) 文化財保護に関する国際協力の推進

文化財は人類共通の財産であり、アジア・太平洋地域をはじめとする諸外国から寄せられている

償・保険制度や美術品の寄附・寄託に対する優遇措置などを検討する必要がある。

(2) 国立美術館・博物館・文化財研究所の整備充実

国立美術館・博物館については、わが国の美術館・博物館全体の中心的な役割を果たすための人材養成・研修、国際交流や文化発信の拠点としての機能を一層充実するとともに、その収蔵品の充実や施設・設備等の充実を図ることが必要である。また、東京国立近代美術館フィルムセンターについては、わが国の映画芸術振興の拠点として、あるいは、多くの映画関係者が集い、相互に交流を図る場として、その機能の一層の整備・充実を図ることが必要である。国立文化財研究所については、国内外における文化財研究の拠点として文化財に関する調査研究、専門的研修等の機能の整備・充実を図るとともに、平城宮跡の復原整備を推進する。

(3) 新しい国立文化施設の整備充実

新国立劇場については、わが国の現代舞台芸術の振興の拠点としての機能の充実を図ることが必要である。また、情報化、国際化の進展等社会状況に対応するとともに、高度化しつつある国民の文化への関心の高まりに応えるため、新しい国立の美術館展示施設（ナショナル・ギャラリー（仮称））、日本文化の形成をアジア史的観点から捉えるという新しい視点を持った九州国立博物館（仮称）（組踊等沖縄伝統芸能の保存振興と伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流の拠点となる国立組踊劇場（仮称））の整備の推進が求められている。

(4) 文化情報に関する総合的なシステムの構築
 国公立美術館・博物館等の有する美術品や文化財をデジタル画像化し、その情報をインターネットを通じて提供する情報システム、地域の文化事業、文化施設、芸術文化団体等に関する情報システム、伝統芸能や現代舞台芸術に関する情報システムなどの整備充実を含め、文化に関する総合的な情報システムの構築を推進し、広く国民や文化関係者、行政担当者等に情報提供を行うことが必要である。

(5) 文化に関する研究機能の充実

文化財や美術品の保存・活用を推進するためには、それを支える基礎的調査と専門的研究の充実を図ることが必要不可欠である。そのため、国立博物館、美術館や国立文化財研究所の研究機能の充実を図るとともに、大学等や国内外の研究機関との連携協力を推進する必要がある。

また、国語は、永いわが国の歴史の中で、脈々と引き継がれて現在のわが国の文化の基礎を成し、さらに次代へと伝えられていくべきものである。そのため、わが国の国語研究の中枢を成す機関である国立国語研究所の研究機能の充実を図るとともに、大学等や国内外の関係研究機関との連携協力を一層推進する必要がある。

(6) 情報化の進展や国際的動向に対応した

著作権施策の展開
 デジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作権の利用の多様化等に対応し、必要な制度改善を行うとともに、円滑な権利処理を図るための関係者間の協議を促進・支援し、あわせて、著作権権利情報を一つの窓口で提供するためのシステムで

ある「著作権権利情報集中機構」(CIS) (仮称) の整備を図る必要がある。

また、平成八年二月に採択されたWIPO新条約の早期批准をめざすとともに、新たな条約の策定に向けた検討への参画や途上国との協力の推進など国際的な施策を積極的に展開していくことが必要である。

資料

1、他省庁における文化に関連する施策(概要)

第1章で述べたように、文化立国の実現に向けて、国を挙げて取り組むことが求められている。

また、文化は、社会の幅広い分野に関連するものであり、各省庁(文部本省を含む)の施策の中にも、文化振興に深くかかわるものが多い。

そのため、第2章で述べたように、文化庁における政策の企画立案機能を充実するとともに、関係省庁との役割分担を明確にしつつ連携協力を進めることが必要である。その際、将来には、行政改革会議の最終報告にある新たな省間調整システムを利用することも検討する必要がある。

参考までに、各省庁の関連施策として現在考えられるものを、第3章の施策の体系に沿って例示すれば、以下のとおりである。

- 芸術創造活動の活性化
- 映画産業等の文化関連産業の振興
- 教育映画の制作奨励、買上及び配布や教育上

価値の高い映画等の選定
 ○放送法等に基づく放送文化の観点からの施策の推進

2 伝統文化の継承・発展

- 古都の歴史的風土の保存事業の実施
- 公文書館の設立の支援
- 正倉院の宝物等の管理及び調査研究の実施
- 野生生物の保護施策の実施
- 自然環境保全法等に基づく自然環境の保全施策の推進

3 伝統的工芸品産業の振興

- 文化を活用した観光の振興
- 都市景観等に配慮した都市の開発整備
- 地域文化・生活文化の振興
- 主体的な地域づくりを促進するための地方公共団体の文化関連施策に対する支援(地方交付税や地方債などを活用)
- 自然景観や農村文化等の地域の資源を活用した農山漁村の振興

○社会福祉の観点からの文化施設の設置運営

○都市景観等に配慮した都市の開発整備

○公民館や博物館等の社会教育施設の整備

○生涯学習の振興

4 国民生活・余暇に関する行政の推進

- 文化を支える人材の養成・確保
- 小中高等学校における音楽、美術等の芸術教育の実施
- 芸術関係大学、芸術関係学部・学科等の設置
- 音楽、美術、デザイン、茶道、華道等に関する専修学校・各種学校に対する援助や助言
- 博物館法による学芸員や博物館に関する施策

5 文化の実施

文化による国際貢献と文化発信

○国際友好親善を促進するための日本文化の海外への紹介等の国際文化交流の推進

○国際文化交流を行う団体に対する援助や助言

○ユネスコ・アジア文化センターへの補助やユネスコなど国際機関を通じて文化交流・協力の推進

○内外の日本語学習者への支援(外国人児童生徒に対する日本語教育や海外における日本語教育への協力、外国人日本語能力試験の実施等)

○海外における日本文化研究への支援

6 文化発信のための基盤整備

○博物館等の整備

○国立文化財研究所と大学院等との交流協力など文化に関する研究の機能の高度化や学際化の推進

○情報基盤の整備

2、欧米四カ国との文化関係予算の比較

各国の文化関係予算は、それぞれ文化行政の組織や制度、文化関係予算の範囲・内容等を異にしていることから、国家予算に占める比率を単純に国際比較することは困難であるが、あえて比較すると次のとおりである。

▶ 欧米4カ国との文化関係予算の比較

国名	予算額(億円)	比率(%)	年度	備考
日本	828	0.11	1997	文化庁予算
イギリス	1,460	0.31	1996	文化・メディア・スポーツ省予算
フランス	2,926	1.01	1996	文化・コミュニケーション省予算
ドイツ	894	0.26	1992	連邦政府の文化関係予算
アメリカ	129	0.01	1996	米芸術財団予算

【文化庁調べ】

- (注) 1: 比率は、国の予算全体に占める文化関係予算の割合。
 2: 予算額は、1ポンド=150.80円、1フラン=18.84円、1マルク=81.20円、1ドル=93.40円として換算。
 3: イギリスについては、表の文化・メディア・スポーツ省の予算以外に、宝くじの収益6,578億円のうち、2,848億円(約43%)が芸術及び文化財関係に充てられている。(1996年)
 4: ドイツは連邦国家であり、文化は、主に州及び市町村が担っており、その文化関係予算の総額は、11,956億円(1992年)である。
 5: アメリカについては、民間からの寄附等を奨励するための税制優遇措置等が中心であり、政府による直接補助は少ない。

参考

平成9年度文化政策推進会議名簿

(46名；◎は会長、○は副会長)

平成10年3月25日現在

小島 美子 (音楽学者、江戸東京博物館研究員、
 国立歴史民俗博物館名誉教授)
 酒井 新二 (財共同通信社顧問)
 ◎坂本 朝一 (日本放送協会名誉顧問)
 佐治 敬三 (サントリー㈱代表取締役会長)
 佐野文一郎 (財内外学生センター会長)
 品川 正治 (日本火災海上保険㈱相談役、
 経済同友会終身幹事)
 鈴木 志志 (演出家、劇団SCOT主宰)
 千 宗室 (裏千家家元)
 高階 秀爾 (国立西洋美術館長)

浅尾新一郎 (国際交流基金顧問)
 芦原 義信 (建築家、東京大学名誉教授)
 石原 俊 (日産自動車㈱相談役)
 石本美由起 (作詞家、財日本作詞家協会名誉会長)
 犬丸 直 (日本芸術院長)
 江戸 京子 (ピアニスト、財アリオン音楽財団理事長)
 加藤 秀俊 (中部高等学術研究所所長)
 加藤 芳郎 (漫画家)
 如月 小春 (劇作家、演出家、劇団「NOISE」代表)
 倉橋 健 (早稲田大学名誉教授)
 小泉 博 (財日本芸能実演家団体協議会副会長)

藤村 志保（俳優）	滝川 精一（キャノン販売㈱代表取締役会長、 ㈱画像情報教育振興協合理事長）
牧 阿佐美（牧阿佐美バレエ団主宰、 新国立劇場運営財団芸術参与）	堤 清二（㈱セゾンコーポレーション代表取締役会長）
○三浦 朱門（作家、日本芸術文化振興会会長）	遠山 一行（新国立劇場運営財団副理事長）
水上 忠（東京都立短期大学長）	登川 直樹（映画評論家）
三善 晃（作曲家、東京文化会館館長）	新野幸次郎（神戸大学名誉教授、㈱神戸都市問題研究所長）
森 英恵（ファッション・デザイナー）	長岡 寛（東証正会員協会顧問、国家公安委員会委員）
山崎 正和（東亜大学大学院教授、劇作家）	西尾 信一（第一生命保険㈱会長）
山根 有三（東京大学名誉教授、国華主幹、 ㈱出光美術館理事）	野間佐和子（㈱講談社取締役社長、 ㈱日本雑誌広告協合理事長）
吉井 澄雄（㈱日本照明家協会会長）	畑中 良輔（新国立劇場芸術監督（オペラ））
吉國 一郎（前日本プロ野球コミッショナー、 元内閣法制局長官）	樋口廣太郎（アサヒビール㈱代表取締役会長、 ㈱経団連副会長）
吉田 貴壽（昭和音楽大学・短期大学部学長）	平山 郁夫（日本画家、日本育英会会長）
吉村 融（政策研究大学院大学学長）	福田 一平（舞踊評論家、 日本女子体育大学大学院客員教授）
渡辺 浩子（演出家、新国立劇場芸術監督（演劇））	福原 義春（㈱資生堂取締役会長、 ㈱企業メセナ協合理事長）

文化振興マスタープランの検討経緯

平成9年

- 1月24日 「教育改革プログラム」策定（8月5日改訂）
○平成9年度中に文化振興のマスタープランを策定することが盛り込まれた
- 6月13日 第16回文化政策推進会議
○文化政策小委員会を設置
- 6月27日 第1回文化政策小委員会
- 7月16日 第2回文化政策小委員会
- 7月30日 第17回文化政策推進会議
○「新しい文化立国をめざして—文化振興のための当面の重点施策について—」を発表
- 10月29日 第3回文化政策小委員会
○吉田貴壽委員、如月小春委員からの意見報告
- 12月1日 第4回文化政策小委員会
○平山郁夫委員、福原義春委員から意見報告

平成10年

- 2月5日 第5回文化政策小委員会
- 2月25日 第6回文化政策小委員会
○文化政策小委員会案取りまとめ
- 3月12日 第18回文化政策推進会議
- 3月25日 第19回文化政策推進会議
○「文化振興マスタープラン—文化立国の実現に向けて—」を報告

〈文化政策小委員会名簿〉（◎座長）

- 品川 正治（日本火災海上保険㈱相談役、
経済同友会終身幹事）
- 高階 秀爾（国立西洋美術館長）
- 滝川 精一（キャノン販売㈱代表取締役
会長、㈱画像情報教育振興協合理事長）
- 野間佐和子（㈱講談社取締役社長、
㈱日本雑誌広告協合理事長）
- ◎樋口廣太郎（アサヒビール㈱代表取締役
会長、㈱経団連副会長）
- 水上 忠（東京都立短期大学長）
- 三善 晃（作曲家、東京文化会館館長）
- 山根 有三（東京大学名誉教授、
国華主幹、㈱出光美術館理事）

名古屋市役所本庁舎（愛知県名古屋市中区）

撮影／小野吉彦

名古屋城の脇に位置する庁舎。建設に際して設計競技によるデザインの公募が行われ、全国から500以上もの応募のなかから実施案が選ばれて、昭和8年に竣工した。表紙写真は、建物の中央入口を入ったところにある大階段である。威厳ある美しい姿は、さすがに多数から選ばれただけのことはあると思わせるものである。この建物は外観にも同様に見どころが多いが、それは本誌3月号に載っているのでそれをみていただきたい。

地方公共団体の庁舎は「豪華すぎる」など批判の対象とされることも多い。しかし、先進国のそれが「City Hall」と呼ばれるように、庁舎が住民に開かれたホールとしての役割を果たすものであることからすれば、多少の「てまひま」をかけてつくるものであってもよいはずである。問題にすべきは金額の大小ではなく、金額に対する住民に親しまれる建物としての出来映えというコストパフォーマンスであろう。

この建物は見事な成功例のひとつで、設計競技がコストパフォーマンスを高める有効な手法のひとつであることを示してくれている。

（文化財保護部建造物課文化財調査官 後藤 治）

名古屋市役所本庁舎外観



編集後記

風薫る5月。さわやかな風に吹かれて、揺れる木々の緑が目にも美しい季節となりました。

今月のインタビュー、Cross Roadのゲストはバレリーナの酒井はなさんでした。趣味であるフランス映画やミュージカル鑑賞の話などを一生懸命にお話ししてくださいました。特に、大好きな池波正太郎さんの本の話では、本当に楽しそうで、目がきらきらと輝いていました。

5歳の時からバレリーナになるんだと心に決めていたという酒井さん。その夢がかない、芸術選奨文部大臣新人賞を受賞した今も、自分をしっかりと見つめ、地に足をつけてがんばっていききたいというところに、彼女の凛とした強さを感じました。（♡）

文化庁月報 5月号（通巻356号）

平成10年5月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社ぎょうせい

本 社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本 部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03(3571)2126

販売 03(5349)6666

振替口座 00190-0-161

印刷所—㈱行政学会印刷所

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 本体514円 送料76円

年間購読料6480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

㈱ぎょうせい営業第一課広告係

電話03(5349)6657（ダイヤルイン）

©1998 Printed in Japan
ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。